

# 「外国人の受入れに関する基本指針」

株式会社大創産業（代表取締役社長 矢野靖二）は、加盟する国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）が定めた「外国人の受入れに関する基本指針」に賛同し、「外国人の受入れに関する基本指針」（日本国内のダイソーグループにおいて）を制定いたしました。

## 《基本指針》

### 1. 人権の尊重に基づく雇用関係の構築

ダイソーグループは、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

### 2. 国籍等による差別的扱いの禁止

ダイソーグループは、労働者の処遇について、国籍等による差別的扱いはしません。

- (1) 賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

あらゆる形態の強制労働、児童労働を排除し、職場においては、差別的な言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを禁止します。

### 3. 共生社会の構築

ダイソーグループは、多様な価値観や個性を尊重し、外国人従業員の言葉の壁の解消や生活環境整備にも配慮し、個々の能力を最大限に発揮し生き生きと働ける環境を実現します。また、外国人従業員も地域コミュニティの構成員であるという意識の共有を図り、行政とも連携の上で共生社会の構築を目指します。

2022年6月1日

株式会社 大創産業  
代表取締役社長 矢野 靖二